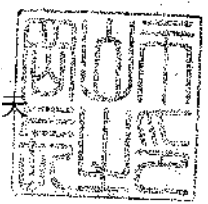


市街地再開発組合の事業計画の変更認可(公告)

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年 5月 20日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 組合の名称
岡山市野田屋町一丁目2番3番地区市街地再開発組合
- 2 事業所の所在地
岡山市北区野田屋町一丁目3番3号
- 3 事業施行期間
変更前 令和4年6月から令和9年8月まで
変更後 令和4年6月から令和14年3月まで
- 4 施行地区
変更前 岡山市北区野田屋町一丁目2番
101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、
112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、
123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、
岡山市北区野田屋町一丁目3番
101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、
112、113、114、115、
岡山市北区野田屋町一丁目1012、1022、1001の一部、1002の
一部、1008の一部、1015の一部
変更後 岡山市北区野田屋町一丁目2番
101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、
112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、
123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、
岡山市北区野田屋町一丁目3番
101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、
112、113、114、115、
岡山市北区野田屋町一丁目1001番1の一部、1001番2、1002番
1の一部、1002番2、1008番の一部、1012番、1015番の一部、
1022番
- 5 設立認可の年月日
令和4年6月27日
- 6 事業計画の変更認可の年月日
令和8年5月12日